

エコ農業直接支援事業費補助金交付要綱

平成24年4月20日決裁
平成25年5月16日一部改正
平成26年5月13日一部改正
平成27年6月12日一部改正
平成28年4月12日一部改正
平成29年4月13日一部改正
平成30年4月12日一部改正
令和2年4月17日一部改正
令和3年4月16日一部改正
令和4年5月6日一部改正
令和5年4月27日一部改正
令和7年4月24日一部改正

(趣旨)

- 第1条 県は、エコ農業直接支援実施要領（平成24年4月20日農林部長決裁、以下「県実施要領」という。）に基づき、市町村が実施する事業に要する経費に対し、毎年度予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）及び環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3817号農林水産事務次官依命通知）、環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10954号農林水産省生産局長通知。以下「国実施要領」という。）、日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農振第3021号農林水産事務次官依命通知。以下「日本型直接支払交付等要綱」という。）、日本型直接支払推進交付金実施要領（平成28年4月1日付け27生産第2855号農林水産省生産局長通知、27農振第2219号農林水産省農村振興局長通知）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

- 第2条 補助金の交付の対象となる事業、経費及び補助率は、別表第1のとおりとする。

(補助金交付に係る事項)

- 第3条 県は、県の予算の範囲内で、市町村が農業者等に対して交付する補助額の3/4以内を市町村に交付するものとする。
- 2 県全体における当該補助金の交付要望額を集計した結果、県予算額を上回る場合については、市町村と協議を行い調整を行う場合がある。
- 3 県から市町村への補助金交付は、年度内に対象活動が全て終了した取組については当該年度に補助金の交付を行い、複数年度にまたがる取組については、対象活動が終了した年度に補助金の交付を行うものとする。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、エコ農業直接支払は様式第1号、エコ農業直接支払推進事務は様式第2号のとおりとする。

2 前項の申請書は、毎年度提出期限を定めて補助金の交付の申請をしようとする者に対して通知するものとする。

(申請書の添付書類)

第5条 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

2 規則第4条第2項第5号に規定する知事が定める事項は、別表第2のとおりとする。

(軽微な変更)

第6条 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、別表第1の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、エコ農業直接支払は様式第3号、エコ農業直接支払推進事務は様式第4号のとおりとする。

(補助金の概算払)

第8条 補助金の交付の決定をした場合において、知事が必要があると認めるときは、補助金の概算払ができるものとする。

2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとする者は、様式第5号による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(事業内容の変更等)

第9条 補助事業者は、補助事業の内容等を変更(中止、廃止を含む)しようとするときは、様式第6号による変更(中止、廃止)承認申請書を知事に提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第10条 補助事業者は、補助金の指令があった年度の12月末日現在において、様式第7号により遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月15日までに知事あてに提出しなければならない。ただし、概算払請求書を提出している場合は、この限りではない。

(実績報告書の様式等)

第11条 規則第13条の報告書の様式は、エコ農業直接支払事業は様式第8号、エコ農業直接支払推進事務事業は様式第9号のとおりとする。

2 前項の報告書の提出期限は、補助事業の完了後30日以内または3月20日まで

のいずれか早い日を原則とする。

（確定通知書の様式）

第12条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知書の様式は、様式第10号のとおりとする。

（補助金の請求）

第13条 前条の額の確定通知書を受けた補助事業者が補助金を請求しようとするときは、様式第11号による補助金請求書を知事に提出するものとする。

（書類の経由）

第14条 この要綱に基づき知事に提出する書類は、所轄の農林振興センター所長を経由するものとする。

（電子情報処理組織による申請等）

第15条 補助事業者は、第4条の規定による交付の申請、第8の規定による概算払請求、第9条の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第10の規定による遂行状況報告及び第11の規定による実績報告、第13条の規定による補助金の請求（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「eMAFF」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、eMAFFを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の全部を書面により提出することを妨げない。

- 2 補助事業者が第1項の規定によりeMAFFを使用する方法により交付申請等を行う場合は、eMAFFのサービス提供者が別に定めるeMAFFの利用に係る規約に従わなければならない。

附 則 本要綱は、平成24年4月20日から施行する。
本要綱は、平成25年5月16日から施行する。
本要綱は、平成26年5月13日から施行する。
本要綱は、平成27年6月12日から施行する。
本要綱は、平成28年4月12日から施行する。
本要綱は、平成29年4月13日から施行する。
本要綱は、平成30年4月12日から施行する。
本要綱は、令和2年4月17日から施行する。
本要綱は、令和3年4月16日から施行する。
本要綱は、令和4年5月6日から施行する。
本要綱は、令和5年4月27日から施行する。
本要綱は、令和7年4月24日から施行する。

別表第1（第2条、第6条関係）

<エコ農業直接支援事業>

事業の種類	経 費	補助率	重要な変更
1 エコ農業 直接支払	市町村が農業者に対し、環境保全型農業直接支払交付金を交付するために必要な経費	事業費の定額 （国実施要領第6の3により算定される国庫補助額＋その1/2以内において知事が定める額との合計）	補助金算定額の基礎となる交付対象面積の変更 （交付決定額の算定基礎となった面積を超える場合に限る）
2 エコ農業 直接支払推進 事務	日本型直接支払交付等要綱の別紙3の第2に基づいて行う事業に要する経費 (1)旅費 (2)謝金 (3)委託費 (4)事務費	定額	1 補助金の増 2 補助金の30%を超える減

別表第2（第5条関係）

事業の種類	知事が定める事項
1 エコ農業直接支払	当該市町村の補助金交付に関する規則又は要綱 （ただし、市町村の補助金交付に関する規則又は要綱について、市町村のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURL等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。）

様式第 1 号（第 4 条関係）

令和 年度エコ農業直接支援事業費補助金交付申請書
（エコ農業直接支払）

番 号
年 月 日

あて先
埼玉県知事

市町村長 氏 名

下記により、令和 年度エコ農業直接支援事業費補助金（エコ農業直接支払）の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第 4 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

注 記の記載要領は、次のとおりとする。

- ・エコ農業直接支援事業（エコ農業直接支払）・・・・・・別紙様式 1

別紙様式 1

令和 年度エコ農業直接支援事業（エコ農業直接支払）

1 補助金交付申請（決定）額 金 円

2 事業の目的（成果）

3 事業の内容及び計画（実績）

申請件数	取組面積	農業者団体等への交付額	備考
件	a	円	

4 経費の配分

区 分	補助事業に要する （又は要した）経費	負担区分		備考
		県費	市町村費	
エコ農業直接支払	円	円	円	
計				

5 事業完了予定（又は完了）年月日

6 添付資料

- ・事業実施計画書の写し（実績にあつては国実施要領様式第9号の別紙の写し）
- ・市町村の補助金交付に関する規則又は要綱（実績では添付を要しない。また、市町村のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURL等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。）

注 交付申請時に、承認を受けた事業実施計画書の変更があつたときは、変更部分は2段書きとし、変更前を括弧書きとすること。

様式第2号（第4条関係）

令和 年度エコ農業直接支援事業費補助金交付申請書
（エコ農業直接支払推進事務）

番 号
年 月 日

あて先
埼玉県知事

市町村長 氏 名

下記により、令和 年度エコ農業直接支援事業費補助金（エコ農業直接支払推進事務）の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

注 記の記載要領は、次のとおりとする。

- ・エコ農業直接支援事業（エコ農業直接支払推進事務）・・・・・・別紙様式2

別紙様式 2

令和 年度エコ農業直接支援事業（エコ農業直接支払推進事務）

1 補助金交付申請（決定）額 金 円

2 事業の目的（成果）

3 事業の内容及び計画（実績）

区分	内容	備考
(1) 促進計画の策定	(策定期間) 月	
(2) 推進・指導	(実施時期及び活動内容)	
(3) 確認事務	(確認時期及び確認件数) 月 件	
(4) その他の推進事務	(活動内容)	

4 経費の配分

区 分	補助事業に要する (又は要した) 経費	負担区分		備考
		県費	市町村費	
エコ農業直接支払 推進事務	円	円	円	
計				

5 事業完了予定（又は完了）年月日

6 添付資料

- ・事業実施計画書の写し（実績にあつては支出伝票等）
- ・市町村の補助金交付に関する規則又は要綱（実績では添付を要しない。また、市町村のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURL等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。）

様式第3号（第7条関係）

令和 年度エコ農業直接支援事業費補助金交付決定通知書
（エコ農業直接支払）

番 号
年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で申請の令和 年度エコ農業直接支援事業費補助金（エコ農業直接支払）については、下記のとおり交付する。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 支払方法 精算払（概算払）とする。
- 3 交付の条件
 - （1） 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）、エコ農業直接支援事業実施要領（平成24年4月20日農林部長決裁）、エコ農業直接支援事業費補助金交付要綱（平成24年4月20日農林部長決裁。以下「交付要綱」という。）に定めるところに従わなければならない。
 - （2） 補助事業者は、交付要綱別表第1の欄に掲げる事業に要する経費につき、重要な変更該当する場合は、知事の承認を受けなければならない。
 - （3） 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。
 - （4） 補助事業者は、補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - （5） （1）又は知事の付した条件に違反した場合には、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
 - （6） 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ当該収入支出等についての証拠書類を当該事業完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。
 - （7） 補助事業者は、当該交付事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別添様式の交付金調書を作成しておかななければならない。

- (8) 知事が必要に応じて、補助事業者に対して報告させ、調査若しくは検査に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件等を調査させ、若しくは関係者に質問させることがある。
- (9) 交付要綱の別表第1のエコ農業直接支払及びエコ農業直接支払推進事務については、それぞれ相互間の流用をしてはならない。

様式第4号（第7条関係）

令和 年度エコ農業直接支援事業費補助金交付決定通知書
（エコ農業直接支払推進事務）

番 号
年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で申請の令和 年度エコ農業直接支援事業費補助金（エコ農業直接支払推進事務）については、下記のとおり交付する。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 支払方法 精算払（概算払）とする。
- 3 交付の条件
 - （1） 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）、エコ農業直接支援事業実施要領（平成24年4月20日農林部長決裁）、エコ農業直接支援事業費補助金交付要綱（平成24年4月20日農林部長決裁。以下「交付要綱」という。）に定めるところに従わなければならない。
 - （2） 補助事業者は、交付要綱別表第1の欄に掲げる事業に要する経費につき、重要な変更該当する場合は、知事の承認を受けなければならない。
 - （3） 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。
 - （4） 補助事業者は、補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - （5） （1）又は知事の付した条件に違反した場合には、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
 - （6） 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ当該収入支出等についての証拠書類を当該事業完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。
 - （7） 補助事業者は、当該交付事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別添様式の交付金調書を作成しておかななければならない。

- (8) 知事が必要に応じて、補助事業者に対して報告させ、調査若しくは検査に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件等を調査させ、若しくは関係者に質問させることがある。
- (9) 交付要綱の別表第1のエコ農業直接支払及びエコ農業直接支払推進事務については、それぞれ相互間の流用をしてはならない。

別添様式

〇〇年度

エコ農業直接支援事業交付金調書
(国事業費：環境保全型農業直接支払交付金)

県			市町村名										備 考
			歳 入			歳 出							
交付事業名	交付決定の額	交付率	科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち国庫交 付金相当額	支出 済額	うち国庫交 付金相当額	翌年度 繰越額	うち国庫交 付金相当額	
エコ農業直接支援事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
エコ農業直接支払													
エコ農業直接支払推進事務													

記載要領

- 1 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「交付事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 2 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 3 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 4 交付事業に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付事業に係る交付金についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫交付金額を内書（ ）すること。

様式第5号（第8条関係）

令和 年度エコ農業直接支援事業費補助金概算払請求書

番 年 月 日 号

あて先
埼玉県知事

市町村長 氏 名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業について、エコ農業直接支援事業費補助金交付要綱（平成24年4月20日付け農林部長決裁）第8条の規定により概算払の請求をしたいので、下記により金 円を概算払によって交付されたく請求します。

記

区分	交 付 決定額 (A)	既受領額 (B)	今回請求額 (C)	残 額 (A) - ((B)+(C))	備 考
エコ農業直接 支払	円	円	円	円	
エコ農業直接 支払推進事務					
計					

債権者コード：

債権者名：

様式第 6 号（第 9 条関係）

令和 年度エコ農業直接支援事業変更（中止・廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

あて先
埼玉県知事

市町村長 氏 名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和 年度
エコ農業直接支援事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）の承認を受けたいのでエ
コ農業直接支援事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により申請します。

記

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更の内容（中止・廃止を除く）

（以下、様式第 1 号又は 2 号の記に準じて記載し、変更部分は 2 段書きとし、変更前を上
段括弧書きとすること。）

様式第7号（第10条関係）

令和 年度エコ農業直接支援事業費補助金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

あて先
埼玉県知事

市町村長 氏 名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった補助金について、エコ農業直接支援事業費補助金交付要綱（平成24年4月20日農林部長決裁）第10条の規定により、下記のとおり補助金に係る事業の遂行状況を報告する。

記

区 分	〇年〇月〇日までに完了したもの			事業完了予定 年月日	備 考
	計 画 A	出 来 高 B	進 捗 度 B/A		
エコ農業直接支払	円	円	%		
エコ農業直接支払推進事務					

様式第 8 号（第 11 条関係）

令和 年度エコ農業直接支援事業費補助金実績報告書
(エコ農業直接支払)

番 号
年 月 日

あて先
埼玉県知事

市町村長 氏 名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けたエコ農業直接支援事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第 13 条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

注：様式第 1 号の記に準じて記載すること。

様式第9号（第11条関係）

令和 年度エコ農業直接支援事業実績報告書
（エコ農業直接支払推進事務）

番 号
年 月 日

あて先
埼玉県知事

市町村長 氏 名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けたエコ農業直接支援事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

注：様式第2号の記に準じて記載すること。

様式第 10 号（第 12 条関係）

令和 年度エコ農業直接支援事業費補助金交付額確定通知書
（エコ農業直接支払・エコ農業直接支払推進事務）

番 号
年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知をした令和 年度エコ農業直接支援事業費補助金については、令和 年 月 日付け 第 号で提出のあった実績報告書に基づき、金 円と確定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第 14 条の規定により通知する。

様式第 11 号（第 13 条関係）

令和 年度エコ農業直接支援事業費補助金請求書
(エコ農業直接支払・エコ農業直接支払推進事務)

番 号
年 月 日

あて先
埼玉県知事

市町村長 氏 名

令和 年度エコ農業直接支払補助金（エコ農業直接支払推進事務交付金）について、エコ農業直接支援事業費補助金交付要綱第 13 条の規定により、下記のとおり請求します

記

1 請求額 円

債権者コード：

債権者名：